

平成30年度第1回隠岐の島町農業委員会総会議事録

平成30年4月26日（木）午後1時30分から午後2時5分まで、隠岐の島町役場3階第3会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	井澤 健	2番	齋藤 律子	3番	佐々木 眞憲	4番	谷川 トシ子	5番	藤野 裕之	6番	村上 淳一
7番	村上 義成	8番	八幡 幸春								

2. 欠席委員

番	
---	--

3. 事務局出席者

事務局長 藤川 芳人 事務局 茶山 宏 坂口 武

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中 8名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名 （8番 八幡 幸春 委員）（1番 井澤 健 委員）
5. 会期決定平成30年4月26日 本日限り
6. 議第1号農地法第3条の規定による許可申請について （1件）
7. 議第2号農用地利用集積計画の決定について （46件）
8. 議第3号隠岐の島町農業振興地域整備計画の変更について （1件）
9. その他
10. 閉会宣言

5. 議事内容

事務局： 只今から平成30年度第1回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。

日程2の開会宣言ですが、本日は全員出席となっておりますので、この会は成立となります。

続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。

議長： みなさん、ご苦労様でございます。春の農作業の季節となり、皆様にはお忙しい中を出席していただきありがとうございます。

今年は天候に恵まれ、順調に作業の方も進んでいるものと思います。先日の新聞を見ておりますと米の主食回数が掲載されていました。

その数値によると、毎日1食は別のものを食べているということになります。

また、野菜の消費量は減少、牛乳の消費量も減少しておりますが、牛肉、豚肉、果実は増加の数値となっております食文化の変化が進んでいることを示す結果となっております。

次に、この度の役場内の異動によりまして、農業委員会の事務局が一新いたしました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

ご案内のとおり日本の農業を取巻く環境は国際的にも、国内的にも多くの課題を抱えております。そうした中で農業委員会も昨年委員会法が改正、現在の体制に改編されたところです。地域農業を守り、育てるためには農業委員会が大きな役割を担う内容となっております。

事務局の皆さんは初めての業務で大変かと思いますが、県及び全国連の農業会議が開催します研修会に積極的に参加いただき、事務局体制を確固たるものにしていただくよう最初をお願いいたします。

さて、本日はご案内の議案につきまして十分にご審議いただきますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

本日の議事録署名は8番の八幡委員、1番の井澤委員にお願いしたいと思います。

会期につきましては本日限りということでお願いいたします。

それでは日程6、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局の説明をお願いします。

事務局： <議第1号について説明>

議長： 只今の案件について、質問等はございませんか。

委員： この上下の土地も、今まで合わせて使っていたのですか。

事務局： 一体で上下も同じ放牧場になっております。譲受人の個人の放牧場として使用されていた土地です。

委員： 地籍は入っていないですね。土地登記は出来るのでしょうか。

事務局： 法務局の公図等がありますので現状、地籍についてはこれらを使用して登記をすることになります。

委員： 譲受人の土地の裏は山になっているのですか。

事務局： 山になっています。

議長： 今の説明の通り、分筆ではなく一筆での所有権移転とのことですので、問題ないと思われま

す。それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： 続いて日程7、議第2号「農用地利用集積計画の決定について」46件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： <議第2号について説明>

議長： 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： 続いて日程8、議第3号「隠岐の島町農業振興地域整備計画の変更について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： <議第3号について説明>

議長： 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

委員： この土地は接道されていないのではないのでしょうか。

事務局： この写真の中では、上に一部分筆されていますが、そこは道路敷地となっております。

議長： この件だけではなく、農業振興地域整備計画の変更について、個別に農業委員会で手続きをすると我々としても困惑する

場面が多々あるのでは、と予想されます。町としての考え方を今後検討していただきたい。

事務局： 今後、町としての考え方を整理しておきます。

委員： 何の用途に使用するかが明確ではないので、後々問題になるかもしれません。

事務局： 後ほど、申請者に対して確認をいたします。

議長： では、申請者に対して使用目的を確認するという条件でよろしいですね。

それでは、只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： 議案については以上となりますが、その他の部分で報告があります。

事務局： 追加でお配りした新庁舎の関係の図面の中で、ご確認ください。前回の農業委員会で手続きについてお話しした

田んぼについては、前回の案件通り提出することとします。

それ以外の黄色で塗りつぶしてある2ヶ所の土地については、新しく建設される新庁舎に接続する町道の用地とし、土地収用法に基づく売買が行われます。そのため、農業委員会の許可が不要となりますので、皆さまに報告いたします。

委員： これは、〇〇さんの土地を斜めにしなければならなかったのでしょうか。

事務局： ここは、カーブの部分になっているため、このような形状になりました。

新庁舎関連の用地はこれで終了と思われれます。今回は報告ということで、連絡させていただきました。

議長： 続いて、事務局から挨拶がありますのでお願いします。

事務局長： 4月の人事異動で事務局も異動となりました。前任の課長の後任として参りました、藤川と申します。よろしく願いいたします。

前任より平成29年の改正農業委員会が、隠岐の島町では若干遅れていると聞いております。事務局と致しましては、早急に新体制として、適切な活動を行うことが出来るよう尽力したいと思います。どうか皆さまのご協力をお願いいたします。

事務局： <その他事務局あいさつ>

議長： その他、何かございませんか。

全委員： <特になし>

議長： 以上で本日の農業委員会総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以下余白)

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月26日 (総会閉会 14時05分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員
